

法学部及び法学研究科の最終年次生の皆様へ

個人データの第三者提供について

法学部・法学研究科は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人情報の保護に関する法律第23条第2項に基づき、以下の団体に保有する個人データを提供します。

提供先においても、当該個人データの紛失、破壊、改ざん及び漏洩等の不正な取扱いがなされないように、個人データ取扱い確認書などに基づき、適切かつ厳正な管理を行います。

また、本人からの所定の手続きにより、以下の団体への自己に関する個人データの提供停止の請求があった場合は、当該個人データの提供を停止します。

1. 個人データの提供先

同志社大学政法会（法学部卒業生・法学研究科修了生の会）

① 利用目的

法学部卒業生、法学研究科修了生相互の親睦を深めるとともに、政法会の円滑な運営及び各種通知・連絡のため

② 第三者に提供される個人データの項目

2015年度における法学部・法学研究科最終年次生の学生本人の氏名、父母の氏名、父母の住所およびその郵便番号（「父母の氏名、住所およびその郵便番号」は、学費の請求書の送付先とさせていただきます）

③ 第三者への提供の手段又は方法

住所ラベル

2. 第三者提供を停止するための請求手続き

上記団体への自己に関する個人データの提供停止の請求をする場合の手続きは、以下のとおりです。

① 提出書類

- ・自己に関する個人情報（提供停止）請求書
- ・本人確認のための書類（学生証、運転免許証、パスポート、健康保険被保険者証等）

② 提出先

今出川キャンパス教務センター（法学部・法学研究科）[良心館]、または法学部・法学研究科事務室[光塩館]で、請求者となる学生本人が直接、手続きを行ってください。

* 同志社大学は、原則として、あらかじめ本人の同意を得ることなく、第三者に個人データを提供することはありません。

ただし、「個人情報の保護に関する法律第23条第1項」又は本学の「個人情報の保護に関する規程第7条」に該当する場合はこの限りではありません。

* 「個人情報の保護に関する法律第23条第1項、第2項」及び本学の「個人情報の保護に関する規程第7条」は下記をご参照ください。

以 上

2017年4月

同志社大学 法学部・法学研究科

◎ 個人情報の保護に関する法律

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

- 一 第三者への提供を利用目的とすること。
- 二 第三者に提供される個人データの項目
- 三 第三者への提供の手段又は方法
- 四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

(第3項以下 省略)

◎ 同志社 個人情報の保護に関する規程

第7条 収集した個人情報は、定められた利用目的以外のために利用又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 情報主体の同意がある場合
- (2) 個人の生命、身体、健康又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合
- (3) 法令の規定に基づく場合
- (4) その他、個人情報保護委員会が、必要かつ相当の理由があると認めた場合